



令和2年5月20日  
こども青少年局保育対策課

## 令和2年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

- 令和2年4月1日現在の待機児童数は、27人となりました。
- 保育所等利用申請者数は71,933人、保育所等の利用児童数は68,512人でした。  
なお、ご希望どおりの保育所等を利用できていない方は3,421人で、うち1,265人が育休関係の方でした。
- 引き続き、待機児童数ゼロを目指して、地域の状況をより詳細に分析し、保育ニーズの高い地域を重点に、既存の資源を最大限活用するとともに、必要な施設・事業を整備するなど、地域の状況に応じた対策を今後も進めていきます。さらに、喫緊の課題である保育士等の確保について、採用、定着に係る取組の継続、充実を図ります。

### 1 待機児童数等の状況

#### (1) 待機児童数

(単位：人)

区分	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R2-H31
就学前児童数	178,905	175,243	171,503	▲ 3,740
保育所等利用申請者数(A)	67,703	69,708	71,933	2,225
利用児童数(B)	64,623	66,477	68,512	2,035
保留児童数(C) = (A) - (B)	3,080	3,231	3,421	190
横浜保育室等入所数(D)	788	774	661	▲ 113
横浜保育室・川崎認定保育園	338	219	152	▲ 67
幼稚園等預かり保育	47	92	92	0
事業所内保育施設・企業主導型保育事業	124	215	229	14
年度限定保育事業	166	169	119	▲ 50
一時保育等	113	79	69	▲ 10
育休関係(E)(*1)	458	797	1,265	468
求職活動を休止している方(F)(*2)	260	294	214	▲ 80
特定保育所等のみの申込者など(G)(*3)	1,511	1,320	1,254	▲ 66
待機児童数(H) = (C) - [(D)+(E)+(F)+(G)]	63	46	27	▲ 19

(\*) 補足説明

- \*1 育休関係：4月1日に育児休業を取得されている方のうち、復職の意思を確認できない方
- \*2 求職活動を休止している方：ご自身等でお子さんをみながら、インターネットなどを利用し、在宅で職を探している方
- \*3 特定保育所等のみの申込者など：1か所しか申し込んでいない方、2か所以上申し込んだにもかかわらず、第1希望等の保育施設しか利用を望んでいない方、申し込みをされた園や自宅の近くに利用可能で空きがある保育施設があるにも関わらず利用を希望されない方

(2) 年齢別の待機児童数及び保留児童数の状況

待機児童・保留児童ともに低年齢児が全体の約9割を占めています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
待機児童数	11人	13人	1人	2人	0人	0人	27人
	40.7%	48.1%	3.7%	7.4%	0.0%	0.0%	100.0%
保留児童数	656人	1,907人	575人	182人	70人	31人	3,421人
	19.2%	55.7%	16.8%	5.3%	2.0%	0.9%	100.0%

(3) 選考基準別の待機児童数の状況

待機児童では、Aランク、Bランクの方が多く、ともに8人となっています。

	A	B	C	D	E	F	G以下	計
R2年4月	8人	8人	6人	0人	4人	1人	0人	27人
	29.6%	29.6%	22.2%	0.0%	14.8%	3.7%	0.0%	100.0%

※ランクについては、10ページの参考資料4をご参照ください。

(4) 認可保育所等の年齢別の定員外入所・定員割れの状況

認可保育所及び幼保連携型認定こども園876園のうち、377園(2,458人)で定員外入所を実施している一方、437園(2,804人)で定員割れが生じています。

	定員外入所数			定員割れ人数			
	H31年4月 (A)	R2年4月 (B)	差引 (B-A)	H31年4月 (A)	R2年4月 (B)	差引 (B-A)	
施設数	386園	377園	▲9園	388園	437園	49園	
人数	2,439人	2,458人	19人	2,432人	2,804人	372人	
内訳	0歳児	▲62人	▲75人	▲13人	679人	726人	47人
	1・2歳児	1,343人	1,323人	▲20人	184人	319人	135人
	3～5歳児	1,158人	1,210人	52人	1,569人	1,759人	190人

※市外のお子さんも含む。新設保育所の4・5歳児枠は、開所後2年間は定員割れの算定から除く。

※各施設の総定員数に対して利用児童数が上回っている場合を定員外入所、下回っている場合を定員割れとして集計。

凡例：【R1】令和元年度実績 【R2】令和2年度予算(※)  
※新型コロナウイルス感染症の影響により取組が変更になる可能性があります。

2 待機児童対策の取組

(1) 整備量内訳

取組		【R1】	【R2】
<b>I 保育所等の新設等による定員増</b>			
認可保育所		1,088人	1,393人
横浜保育室の認可移行支援		185人	104人
認定こども園		409人	245人
地域型 保育事業	小規模保育事業	285人	296人
	家庭的保育事業	8人	10人
<b>II その他の取組</b>			
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減		▲23人	▲60人
私立幼稚園等預かり保育の拡充		121人	108人
企業主導型保育事業		206人	59人
合計		2,279人	2,155人

## (2) 保育所等の整備に関する取組

幼稚園等での預かり保育や、地域の保育ニーズに合わせた既存の保育所等の定員構成の見直しなど、既存の保育・教育資源を最大限活用したうえで、必要な保育所等を整備します。また、ニーズの高い低年齢児への対策として、年度限定保育事業の実施や、小規模保育事業の整備などを推進します。

大規模な宅地開発などにより保育ニーズが高まっている地域では、整備が進まない、または、整備が追いつかないため、保留児童数が増えています。こうした地域を「整備が必要な地域」に指定し、重点的に認可保育所や小規模保育事業等を整備し、市全体で2,155人の受入枠拡大を図ります。

なお、少し先を見据え、工期や保育士確保の面で十分な準備期間を確保する必要性から、内装整備費補助事業の募集に先駆けた重点相談を引き続き実施します。

### 【主な整備】

認可保育所の整備 【R2】 1,393人（新規整備18か所）

【R1】 1,088人（新規整備21か所）

認定こども園の整備 【R2】 245人（8か所）【R1】 409人（6か所）

小規模保育事業の整備 【R2】 296人（14か所）【R1】 285人（17か所）

## (3) 既存資源の活用

既存資源を活用していくことで、多様化する保育ニーズにきめ細かく対応していきます。また、小規模保育事業の卒園児の進級先となる連携施設の確保を推進します。

### ア 幼稚園等預かり保育の拡充【拡充】

多様な保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園・認定こども園での預かり保育の充実を図るとともに、幼稚園で2歳児を受け入れる私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の拡大を進めます。なお、令和2年度から2歳児受入れ推進事業に対し、開設準備経費、及び運営費の拡充を図ります。

さらに、令和2年度からこれらの事業を実施する幼稚園が、幼稚園教諭等に支給する住居手当の一部を補助します。

（預かり保育実施園の拡大【R2】 7園 108人【R1】 6園 121人）

### イ 年度限定保育事業の実施

新設保育所では4・5歳児から新規で利用を希望される方が少なく、開設後2年程度は充足しないため、このスペースを活用し、保育所等を利用できなかった1・2歳児を期間限定（1年度）で受け入れます。

併せて、既存保育所においても、定員に空きがある場合、受け入れを進めています。（利用児童数【R2】 190人【R1】 119人）

### ウ 保育・教育コンシェルジュ等による相談支援

保育ニーズと保育サービス等を適切に結びつけることを目的として、保育を希望する保護者の方へきめ細かい相談支援を行います。

認可保育所のほか、横浜保育室や企業主導型保育事業、一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービス等を案内するとともに、広報も積極的に進めています。（配置人数【R2】 40人【R1】 40人）

#### (4) 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保

今後さらに保育士等の確保が困難な状況になることが想定されます。保育士等の採用、定着に係る取組の継続、充実を図ります。

##### 【採用にかかる取組】

###### ア 修学資金貸付事業

市内保育所などに従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対して、修学資金の貸付を実施します。(貸付対象数【R2】50人【R1】40人)

###### イ 保育士・保育所支援センター

神奈川県、政令市等による「かながわ保育士・保育所支援センター」の共同運営を実施します。

###### ウ 保育士就職支援講座・就職面接会

ハローワークと連携し、潜在保育士などを対象とした「保育士就職支援講座」、「就職面接会」を開催します。

(保育士就職支援講座【R2】3回【R1】2回、就職面接会【R2】3回【R1】2回)

###### エ 保育所見学会

保育士養成施設の学生を対象に市内保育所等の現場を知ってもらう機会として、保育所見学会を実施します。(【R2】10回【R1】6回)

###### オ 保育士試験直前対策講座

保育士資格の取得を目指す市内保育所等の従事者に対する保育士試験直前対策講座を開催します。(【R2】3回【R1】2回)

###### カ 民間事業者と連携した採用支援【新規】

民間の求人検索サイトを活用し、市内私立保育所などの保育士等の求人に特化したページを運営し、保育事業者の費用負担をなくすことで保育士等の採用活動費が抑えられるよう支援します。

また、就職相談会等を行う民間企業の協力により市内保育所などの魅力をPRするなど、民間事業者との連携による取組を進めます。

###### キ 保育士等の仕事の魅力発信【拡充】

市内保育関係団体が独自で行う人材確保の取組への補助に加え、市内保育関係団体と幼稚園協会が共同で実施する保育・幼児教育の魅力を啓発する事業に対し、事業費の一部を負担するなどの支援を行います。

###### ク その他

市内保育所などに従事することが決定した潜在保育士に対する就職準備金の貸付や、保育士資格の取得を目指す市内保育所等の従事者に対する養成校受講料等の補助を実施します。

また、「よこはま保育士★就労促進キャンペーン」(例年12月～3月)として、養成施設の学生や潜在保育士などへのPR強化や就職支援講座、就職面接会の集中的開催などに取り組みます。

## 【定着にかかる取組】

### ア 保育士宿舎借上げ支援事業【拡充】

保育所等を運営する民間事業者が保育士用の宿舎を借り上げる際に必要な経費の助成を行います（申請件数【R2】3,805戸【R1】3,227戸）

<補助実績>

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
893戸	1,000戸	1,809戸	2,502戸	3,227戸

### イ 幼稚園教諭等住居手当補助事業【新規】

私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業を実施する幼稚園が、幼稚園教諭等に支給する住居手当の一部を補助します。（【R2】314人）

### ウ 処遇改善

国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善を継続で実施します。

### エ 保育士確保コンサルタント派遣事業

保育士の採用、定着に対して不安を抱える保育所等に対し、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、園の課題に気づくきっかけを与え、その課題に対しての助言等を行います。（派遣先【R2】30施設【R1】21施設）

### オ 組織マネジメント講習の実施

より良い施設運営・法人運営に向け、保育所などの施設長や運営法人の管理責任者を対象に、マネジメント講習を実施します。（【R2】24回【R1】17回）

### カ 保育士の子の優先的取扱い

保育所等の利用調整における保育士の子の優先的取扱いを継続で実施します。

### キ 保育士等の負担軽減に係る助成【新規】

保育所などにおける事務職員の雇用等、保育従事者の負担軽減につながる取組に助成します。

### ク 保育士等の職場環境改善事業【新規】

保育所などにおいて休憩室等を整備するなど、職場環境の改善を図る取組に対し補助を行います。

### ケ 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

令和元年10月から保育所等で実施している、朝夕等の児童が少数となる時間帯については、有資格者2人のうち1人を子育て支援員等保育士資格を有しない方にできるようにする「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」を継続で実施します。

### コ 子育て支援員研修（地域保育コース〈地域型保育〉）の実施【新規】

「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」の実施に必要な人材を確保するため、子育て支援員研修（地域保育コース〈地域型保育〉）を本市独自で実施します。（【R2】2回）

## (5) 質の確保・向上

研修・研究の実施による保育士の人材育成、監査や運営指導の実施により、保育の質の確保・向上を図ります。

### ア 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の周知・活用【拡充】

横浜で大切にしたい子どもの育ちや、学びと保育・教育の方向性を示す「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を市内の全保育・教育施設の職員が共有し、日々の保育で実践できるよう、周知イベントや研修等を実施します。  
(周知イベント【R2】2回、研修【R2】5回)

### イ 園外研修の実施

保育士等の専門性の向上やキャリアアップを支援するため、保育士の経験年数に応じた研修や障害児対応、食物アレルギー対応などの課題別の研修等を開催します。  
また、処遇改善の要件となる保育士等キャリアアップ研修を国の定めた8分野すべてで開催します。(【R2】60講座【R1】53講座)

### ウ 園内研修・研究サポーターの派遣

各園の状況に合わせた園内研修・研究を円滑に行えるよう、全ての新設の保育所等を対象に保育園や幼稚園の園長経験者をサポーターとして派遣します。  
(派遣先【R2】66園、198回【R1】71園、200回)

### エ 園内研修・研究を推進する人材育成

各園で中心となって効果的な園内研修を企画・実施する人材を養成するための講座や、園内研修の実施がさらに進むよう施設長や修了者向けの講座を実施します。  
(園内研修リーダー育成研修【R2】7回【R1】7回、園内研修の実施に向けた施設長研修【R2】4回【R1】4回、園内研修フォローアップ研修【R2】3回【R1】3回)

### オ 巡回訪問による助言・指導

保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を拡充します。  
(訪問施設数【R2】約480施設【R1】399施設)

### カ 組織マネジメント講習の実施【再掲】

より良い施設運営・法人運営に向け、保育所などの施設長や運営法人の管理責任者を対象に、マネジメント講習を実施します。(【R2】24回【R1】17回)

### キ 保育士等の負担軽減に係る助成【新規】【再掲】

保育所などにおける事務職員の雇用等、保育従事者の負担軽減につながる取組に助成します。

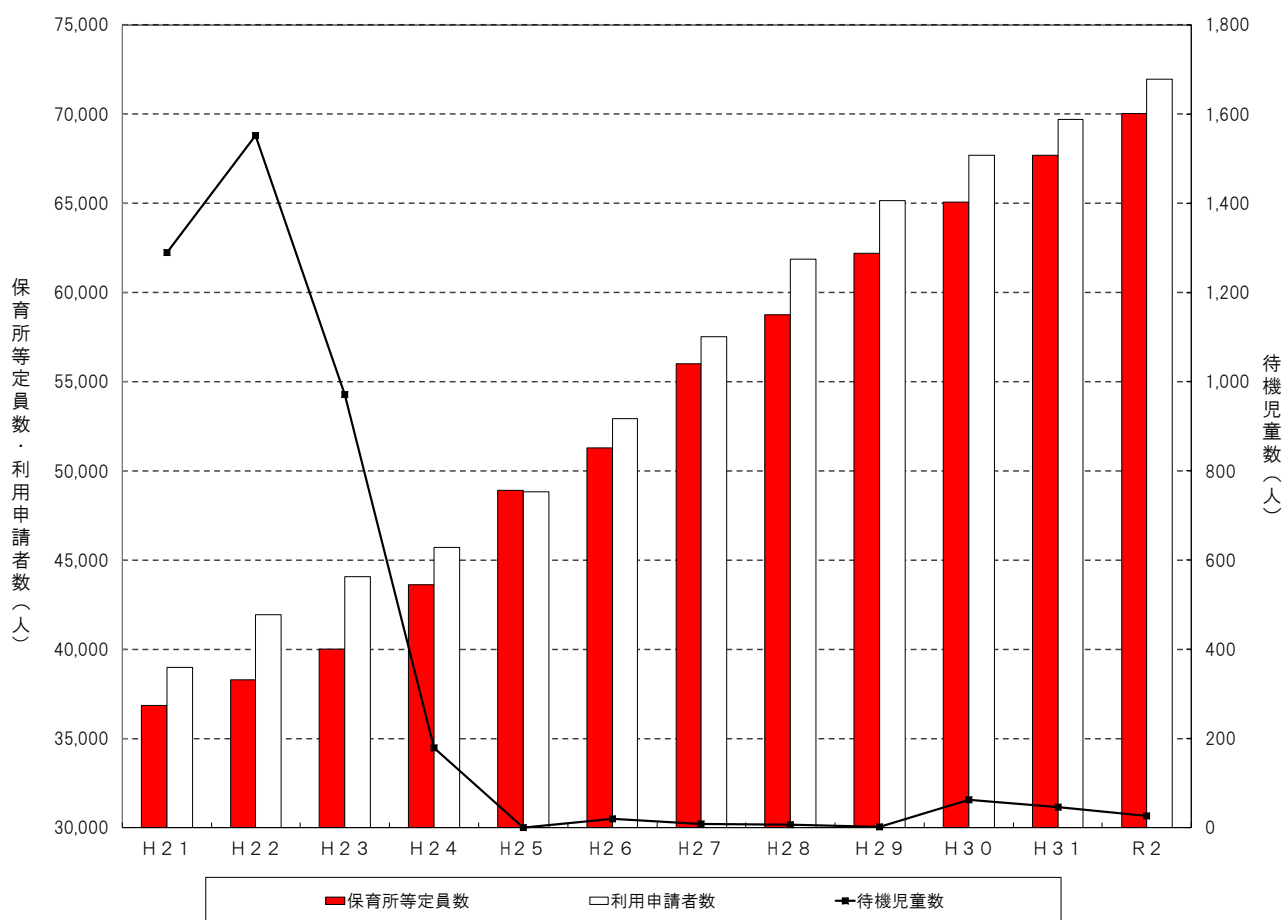
# 参考資料 1

## 令和2年度 区別保育所等の待機状況 ー平成31年度との比較ー

区名	平成31年4月1日現在						令和2年4月1日現在					
	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)
鶴見	15,461	97	6,474	6,755	190	5	15,021	104	6,819	6,979	232	2
神奈川	11,440	78	5,049	4,987	229	2	11,234	80	5,170	5,142	248	2
西	4,859	36	1,809	1,810	83	3	4,960	37	1,920	1,919	122	2
中	6,150	42	2,165	2,155	134	3	6,038	42	2,214	2,183	146	1
南	7,764	45	2,854	2,927	206	2	7,552	47	2,914	2,999	186	3
港南	8,671	57	3,758	3,429	97	0	8,533	58	3,785	3,457	145	2
保土ヶ谷	8,770	52	3,549	3,407	158	2	8,546	55	3,711	3,529	183	2
旭	10,555	60	3,756	3,794	207	3	10,327	63	3,881	3,901	198	1
磯子	7,936	44	2,856	3,022	125	0	7,662	45	2,929	3,102	147	2
金沢	8,089	45	3,138	3,143	105	0	7,773	45	3,148	3,188	115	0
港北	18,898	123	7,956	7,959	557	18	18,612	132	8,479	8,349	447	7
緑	8,913	59	3,490	3,342	126	0	8,862	61	3,550	3,455	163	0
青葉	14,850	84	5,150	4,942	184	4	14,424	88	5,386	5,080	198	0
都筑	11,770	63	4,199	3,765	97	0	11,472	65	4,331	3,859	134	0
戸塚	14,296	79	5,232	5,134	471	3	14,101	86	5,500	5,401	380	1
栄	4,905	24	1,593	1,639	85	0	4,756	23	1,590	1,664	142	0
泉	6,637	44	2,942	2,620	85	0	6,529	45	2,951	2,657	121	0
瀬谷	5,279	31	1,719	1,647	92	1	5,101	30	1,737	1,648	114	2
合計	175,243	1,063	67,689	66,477	3,231	46	171,503	1,106	70,015	68,512	3,421	27

## 参考資料 2

### 待機児童数等の推移



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
保育所等施設数	420	436	459	507	580	611	797	868	938	1,005	1,063	1,106
保育所等定員数	36,871	38,295	40,007	43,607	48,916	51,306	56,022	58,754	62,181	65,056	67,689	70,015
就学前児童数 (A)	194,638	193,584	192,861	191,770	190,106	188,540	187,595	185,564	182,511	178,905	175,243	171,503
利用申請者数 (B)	39,948	41,933	44,094	45,707	48,818	52,932	57,526	61,873	65,144	67,703	69,708	71,933
申請率 (B/A)	20.5%	21.7%	22.9%	23.8%	25.7%	28.1%	30.7%	33.3%	35.7%	37.8%	39.8%	41.9%
利用児童数	36,652	38,331	40,705	43,332	47,072	50,548	54,992	58,756	61,885	64,623	66,477	68,512
保留児童数	3,296	3,602	3,389	2,375	1,746	2,384	2,534	3,117	3,259	3,080	3,231	3,421
待機児童数	1,290	1,552	971	179	0	20	8	7	2	63	46	27

※平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を含む。

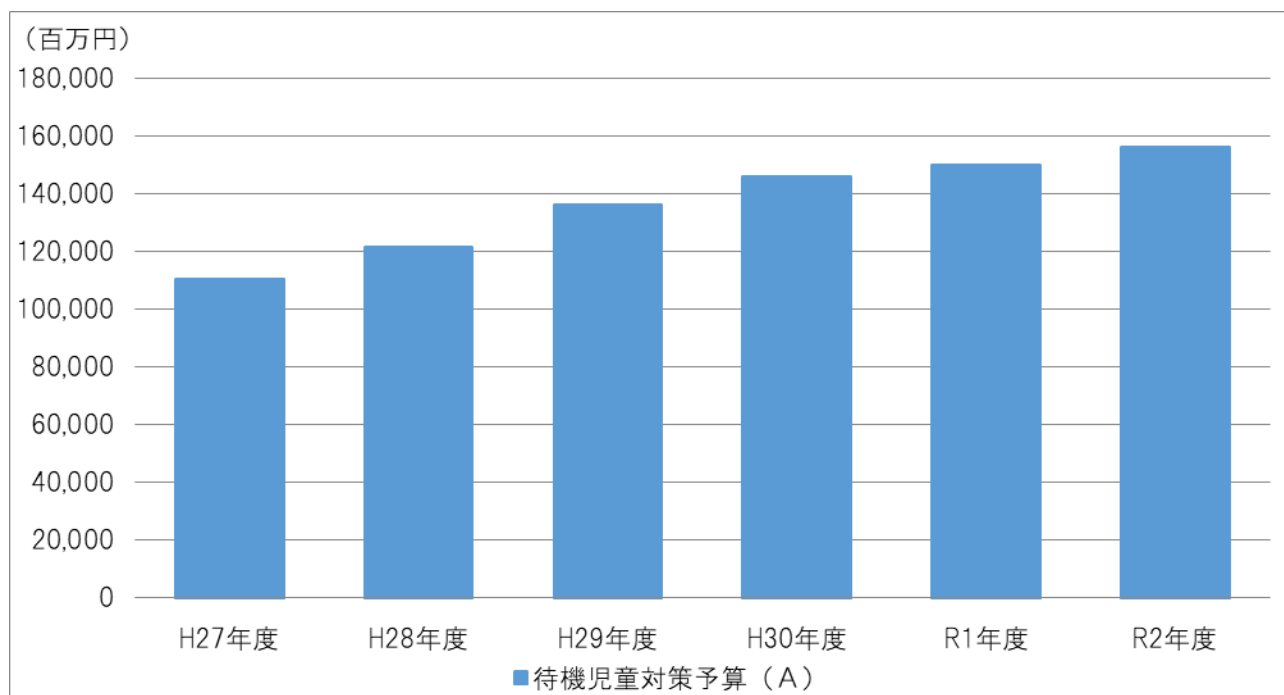
※国の調査要領が改正され（育休関係）、待機児童数については、平成30年4月から新定義で集計を行っています。



## 参考資料 3

### 平成 27 年度から令和 2 年度の待機児童対策予算の変遷

- ・ 5 年間で、一般会計予算に占める待機児童対策予算（保育所等運営費を含む）は、7.4パーセントから9.0パーセントへ、1.6ポイント拡大。



(単位：百万円)

年度 (当初予算額)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
待機児童対策予算 (A)	110,659	121,544	136,166	146,229	149,869	156,437
うち保育所等運営費予算	96,383	107,953	122,633	133,525	137,198	143,613
横浜市一般会計予算 (B)	1,495,465	1,514,316	1,645,892	1,730,007	1,761,506	1,740,016
(A) / (B)	7.4%	8.0%	8.3%	8.5%	8.5%	9.0%

## 参考資料 4

### 利用調整基準

(基準の考え方)		
※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 (1) 居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。	A
	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。	B
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	C
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。	D
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。	E
	就労時間月 64 時間以上の労働に従事又は内定している。	F
1 (2) 居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。	B
	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。	C
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	D
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。	E
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。	F
	就労時間月 64 時間以上の労働に従事又は内定している。	G
2 産前産後	出産又は出産予定日の前後各 8 週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する。(多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前 14 週間、後 8 週間の期間とする。)	G
3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。	C
	通院加療を行い、保育が必要な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、愛の手帳 (療育手帳) の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。	A
	身体障害者手帳 3 級又は精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	B
	身体障害者手帳 4 級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児 (者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が必要な場合。	A
	重度障害児 (者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が必要な場合。	B
	病人や障害児 (者) の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 28 時間以上保育が必要な場合。	C
	病人や障害児 (者) の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 64 時間以上保育が必要な場合。	F
5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 通学	就職に必要な技能習得のために月 64 時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士	世帯において「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月 20 日以上かつ週 35 時間以上保育業務に従事する又は内定している (派遣職員は除く)」場合 (市外在住は除く)。	A
10 市外在住	横浜市外に在住している場合 (転入予定者は除く)。	I
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1

お問合せ先		
こども青少年局保育対策課長	渡辺 将	Tel 045-671-3955